

農林水産省における財産処分は、下記のとおり規定している。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について

(定義)

第2条 この通知の第3条から第7条まで及び第15条において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいう。
- 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間をいう。
- 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的（以下「補助目的」という。）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。
- 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
- 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。

(財産処分に係る承認申請等)

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表2参照）。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

- 一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合
- 二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

3 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により 10 年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表 2 に掲げる手続によることができるものとする。

(間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認の基準)

第 8 条 補助事業者等が間接補助金等の交付決定において、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について、補助事業者等の承認を受けるべき旨の間接補助条件を付している場合であって、かつ、補助事業者等がその承認を行う場合に、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けるべき旨の補助条件を付している場合の当該財産に係る農林水産大臣又は補助事業者等が行う財産の処分等の承認の基準については、第 2 条から前条までの規定によらず、次条から第 14 条までの規定によるものとする。

(定義)

第 9 条 この通知の第 10 条から第 15 条までにおいて、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 間接補助対象財産 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、法第 7 条第 3 項の規定に基づき処分制限の条件が付されたものをいう。
 - 二 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。
 - 三 財産処分 間接補助対象財産を、間接補助金等の交付の目的(以下「間接補助目的」という。)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。
 - 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
 - 五 長期利用財産 間接補助対象財産のうち、間接補助目的に従った利用により 10 年を経過したものをいう。
- 2 間接補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が間接補助目的の一部として想定されておらず、間接補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、間接補助目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。

(財産処分に係る承認申請等)

第 10 条 間接補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、間接補助事業者等は、財産処分承認申請書(別紙様式第 8 号)により、補助事業者等に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、次の各号に掲げる条件(第 2 号及び第 3 号に掲げる条件については、第 1 号に掲げる条件において国庫納付を承認条件とした場合、第 3 号に掲げる条件については、間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合に限る。)を付すものとする。

- (1) 間接補助事業者等に対し、別表 1 の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すこと（間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合は、当該条件に代えて、間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等に対し別表 1 の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すことを条件として付すこと。）
 - (2) 間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金等相当額を国庫納付すること
 - (3) 間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等から納付を受けた額の補助金等相当額を納付することを条件として付すこと
 - (4) 間接補助事業者等に対し、第 1 号及び第 3 号により付した条件を履行させる上で必要な措置をとること
- (地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第 11 条 間接補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第 10 条の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第 9 号)を補助事業者等に提出することができる。この場合において、補助事業者等は、受領した報告書を別紙様式第 16 号により農林水産大臣に提出するものとし、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす(別表 2 参照)。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書(別紙様式第 10 号)により、補助事業者等に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

3 第 10 条第 2 項の規定は、別表 1 を別表 2 に読み替えた上で、農林水産大臣が前項の承認をする場合に準用する。

4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、間接補助目的に従った使用により 10 年を経過していない間接補助対象財産を財産処分しようとするときには、間接補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表 2 に掲げる手続によることができるものとする。

5 第 1 項の長期利用財産処分報告書(別紙様式第 9 号)の提出を受けた補助事業者等は、処分の理由及び今後の利用方法等を確認し、地域活性化等を図るためのものであるか等の処分の妥当性を判断するものとし、長期利用財産処分報告書(別紙様式第 16 号)に意見を付して農林水産大臣に報告するものとする。このうち、補助事業者等が都道府県の場合にあっては、農林水産大臣は、当該処分が妥当である旨の都道府県の判断をもって報告書を受理するものとする

別表1 (第3条及び第10条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	備 考	
目的外使用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	国庫納付(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注1))	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益(収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。)内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象財産が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合 (注3)又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない	
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合 上記以外の場合	国庫納付 国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	譲渡	有償	国庫納付(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に譲渡する場合
	無償	国庫納付(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。	
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること			
	下取交換以外の場合	交換差益額を国庫納付、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。	
貸付け	有償(遊休期間内の一時貸付け)	収益について国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。		
	無償(遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと			
	長期間(1年以上)の貸付け	国庫納付(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)なお、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に長期間貸付けする場合	
担保	補助残融資又は補助目的の遂行に必要な融資を受ける場合	担保権が実行される場合は国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	(注5)	

- (注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
- (注2) 譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
- (注3) 他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
(*)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。
- (注4) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。
- (注5) 第10条により担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行った補助事業者等又は間接補助事業者等は、国庫納付額の納付を求める上で必要な措置（法的措置を含む）をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず国庫納付額の一部又は全部の納付を受ける可能性が無くなった場合は、それまでに納付を受けた補助金等の額の国庫補助金等相当額の国庫納付をもって、当該承認に当たって補助事業者等に対し付した条件の履行が完了したものとして取り扱うこととする。
- (備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。
- (備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
- (備考3) 農林水産大臣は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。
- (備考4) 第10条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に、「補助対象財産」を「間接補助対象財産」に、「補助条件」を「間接補助条件」に、それぞれ読み替えるものとする。

別表2（第4条及び第11条関係）

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	収益がない場合	—		第1項による報告
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
譲 渡	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注）	第2項による申請
貸付け	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
市町村合併に伴うもので補助目的に従った利用により10年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	収益がない場合	—	第1項による報告
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合（農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。）	収益がない場合	—	第2項による申請
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。

（注）時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

（備考1）上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

（備考2）国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

（備考3）第11条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に読み替えるものとする。

出典：補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について
 （平成20年5月23日付け20経第385号、最終改正 令和5年12月19日5予第1819号）

環境省の財産処分は、下記のとおり規定している。

○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

環境会発第 080515002 号
平成 20 年 5 月 15 日
大臣官房会計課長から内部部局長等宛
改正 平成 20 年 5 月 29 日環境会発第 080529004 号
改正 平成 30 年 6 月 1 日環境会発第 1806015 号
改正 令和 2 年 12 月 18 日環境会発第 20121818 号
改正 令和 5 年 9 月 1 日環境会発第 2309013 号

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 22 条に規定する環境大臣（同法第 26 条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として、今般、別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局長及び所長は、下記に留意し平成 20 年 4 月 1 日以降に申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

1. 平成 20 年 3 月 31 日において、既に承認申請を受理しているが本日において承認を行っていないものについては、この承認基準に基づき対応して差し支えない。
2. 既に承認を行っているが、納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成 20 年 4 月 1 日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。
3. 補助対象財産の用途を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が既に充足しているものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。
4. 内部部局長及び地方環境事務所長は、特段の事情により必要がある場合には、適宜会計課と協議することとし、適切に対応されたい。
5. 内部部局長及び地方環境事務所長におかれては、関係地方公共団体及び関係団体に対し、本承認基準を周知されるよう図られたい。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

第2 承認の手続

1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長（以下「環境大臣等」という。））に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

（注2）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

2. 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括的承認事項」という。）であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったもの（環境大臣が定める電磁的方法により行ったものを含む。）については、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

（1）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア. 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

（2）災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

（3）財産処分に係る承認手続の特例が規定されている法律により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ(ア)から(エ)に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、イ(ア)から(ウ)、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行っては

出典：環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号、最終改正 令和5年9月1日環境会発第2309013号)

【留意事項⑨】

・適用する広域化・共同化制度

汚水処理の共同実施にあたっては、施設建設、維持管理の事業主体や財源負担等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

汚水処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-14 に示す。

表 4-14 汚水処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施する事業（施設建設、維持管理）を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用 建設工事等の契約者は、管理執行協議会の代表者となる団体の下水道管理者
事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施する事業（施設建設、維持管理）を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用 建設工事等の契約者は、委託先の団体の下水道管理者
広域連合	<ul style="list-style-type: none"> 新たな法人を設立し、既存の下水道事業とは別組織で事業を行うことが望ましい場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施を委託する側も共同実施の対象施設施設を所有する場合に適用
公の施設の区域外設置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する他市町村へ汚水を流入させるにあたり、そのための接続管を他市町村の行政区域内に自ら建設する必要がある場合等に適用
民事上の委託	<ul style="list-style-type: none"> 委託の範囲が汚水・汚泥の受入処理・処分のみ限定され、共同での施設建設が生じない場合に適用が可能

【留意事項⑩】

・単独公共下水道から流域下水道への変更

複数の市町村同士で汚水処理施設の統廃合を進めた結果、統廃合後の単独公共下水道が流域下水道の採択要件を満たすことも想定される。この場合、流域下水道の新規採択を受けることにより、単独公共下水道から流域下水道と流域関連公共下水道への事業区分の変更を行うことが可能である。

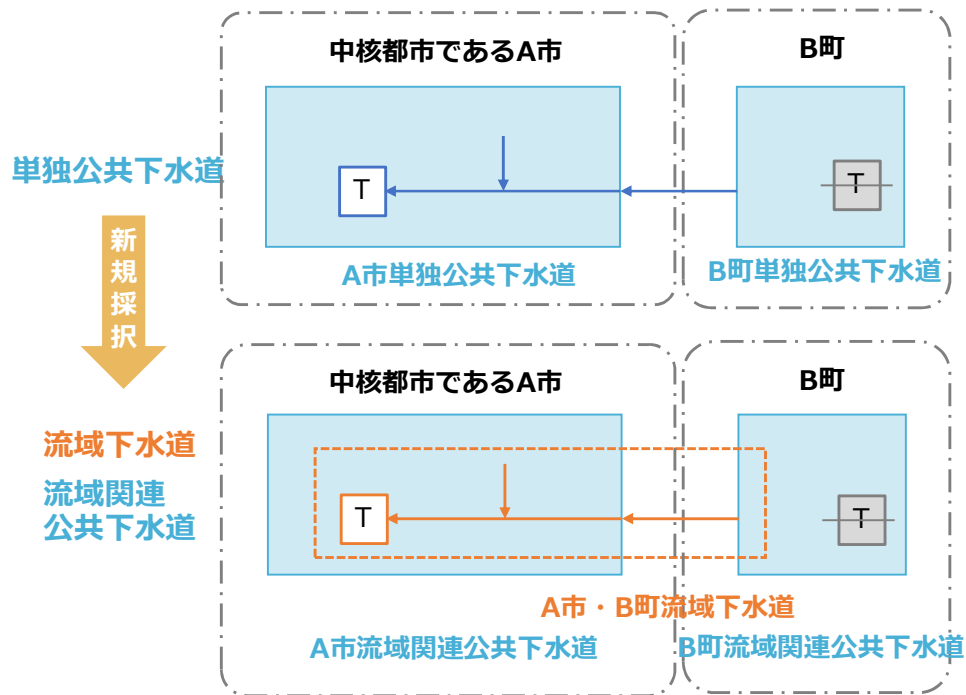


図 4-7 流域下水道への事業区分の変更

流域下水道への事業区分の変更により、表 4-15 に示すとおり交付金の交付率を従来の公共下水道から流域下水道の適用が可能となる。

表 4-15 公共下水道と流域下水道の交付率

対象施設		公共下水道 (流域関連含む)	流域下水道
管きよ		1/2	1/2
処理場	低率	1/2	1/2
	高率	5.5/10	2/3

なお、流域下水道としての交付対象事業となるためには、「社会資本整備総合交付金 附属第II編 交付対象事業の要件」により、次の規定を満たす必要がある。

社会資本整備総合交付金 附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所

(イ) 新たに下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一 水域内人口が30万以上であること。

二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。

(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。

二 原則として10万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。

(d) 当該流域下水道の処理区にあつては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。

(ウ) 新たに下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。

a) 2以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。

b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

流域下水道へ事業区分を変更した場合、新たに流域下水道管理者となった地方公共団体は、事業計画の策定等、下水道法第2章の2に規定される手続きを行う必要がある。下水道法第25条の22第2項の規定に基づき、都道府県との協議を経て、市町村が流域下水道管理者を行うことも可能とされている。また、市町村が公共下水道管理者と流域下水道管理者を兼務することも可能とされている。

都道府県が流域下水道管理者になり、公共下水道管理者が所有する施設の移管を受ける場合、地方自治法第237条の規定に従い財産処分（公有財産の移管）が必要となる。

地方自治法

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

【留意事項⑪】

- ・ 廃止施設の廃掃法上の取扱い

汚水処理施設の統廃合等により接続先の変更が生じる場合、一部の既設污水管が不要となることが想定される。不要となった既設污水管の存置は、「廃掃法上の廃棄物に該当する」と判断されるケースもある、そのため、当該市町村の環境部局、道路管理者等と協議の上、適切に取り扱うことが必要である。

なお、既存污水管の取扱いについては、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン（一般社団法人 日本建設業連合会、2020年2月）」を参考に検討することも想定される。

【留意事項⑫】

- ・ 施設廃止に関する補助制度や起債の活用

廃止施設の撤去処分費用について、下水道事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱いは、表 4-16 のとおりとなっている。

表 4-16 下水道事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱い

項目	内容
交付対象の取扱い	(下水道広域化推進総合事業) 汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合には、既施設の撤去・処分費も含めて交付対象とすることができる
起債の充当	(令和6年度地方債同意等基準運用要綱) 以下の要件のうち、いずれかを満たす場合には起債の対象とすることができる。 (ア) 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること (イ) 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

令和6年度地方債同意等基準運用要綱

10 公営企業の「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（公営企業施設等整理債）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）の処分が必要な事業を対象とするものであること。

(2) 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（解体撤去費、国庫補助返還金、企業債繰上償還金及び独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とするものであること。

(3) 償還年限

原則として10年以内とすること（ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。）。

(4) 資金

民間等資金であること。

また、農業集落排水事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱いは、表 4-17 のとおりである。

表 4-17 農業集落排水事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱い

項目	内容
交付対象の取扱い	(農村整備事業、農山漁村地域整備交付金) 農業集落排水施設同士の統合又は他の汚水処理施設を農業集落排水施設に統合する場合、統合化に要する費用及び既施設の撤去・処分費用について、費用対効果を満足する場合に交付対象とすることができる。
起債の充当	(令和 6 年度地方債同意等基準運用要綱) 以下の要件のうち、いずれかを満たす場合には起債の対象とすることができる。 (ア) 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること (イ) 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

【留意事項⑬】

・公共下水道への接続後の供用開始の告示

集落排水施設やコミュニティ・プラントの汚水処理施設を廃止し、これらの処理区域を内の污水管渠を公共下水道等に移管した上で公共下水道等の污水管渠に接続、公共下水道等として供用開始する場合、下水道法第 9 条に基づく供用開始の公示が必要となる。なお、供用開始の公示をした場合、当該区域は下水道法第 10 条に基づく排水設備の設置義務等が生じることとなる点にも留意が必要である。

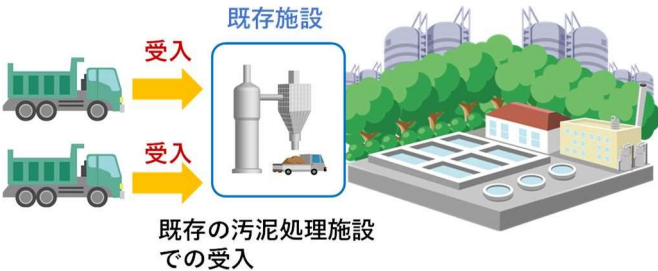


また、特定環境保全公共下水道等での整備を予定していた区域を集落排水施設に接続する場合には、当該施設に係る各市町村の条例に従い供用開始の告示等の手続きを行う必要がある。

4-5 汚泥処理の共同実施

【共同実施の方法】

汚泥処理の共同実施は、汚泥処理のスケールメリットを確保し、汚泥処理に係るコスト縮減を図るものである。汚泥処理の共同実施は、主に表 4-18 に示す 3 つのケースで実施されている。

表 4-18 汚泥処理の共同実施の 3 つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース 1	<p><u>既存の汚泥処理施設を活用した共同実施</u></p> <p>既存の汚泥処理施設の余力を活用し、他処理場の汚泥を受入・処理する。</p>	 <p>既存施設 受入 受入 既存の汚泥処理施設での受入</p>
ケース 2	<p><u>汚泥処理施設の新規建設による共同実施</u></p> <p>既存の処理場に新規の汚泥処理施設を建設し、他処理場の汚泥を受入・処理する。</p>	 <p>新規建設 受入 受入 新規に汚泥処理施設を建設し汚泥を受入</p>
ケース 3	<p><u>新たな法人設立による共同実施</u></p> <p>汚泥処理の共同実施を実施するための新たな法人（一部事務組合、広域連合）を設立し、その法人が汚泥処理施設を建設し、運営する。</p>	 <p>新規建設 受入 受入 新たな法人の設立 汚泥処理施設の建設・運営</p>

【事業化フロー】

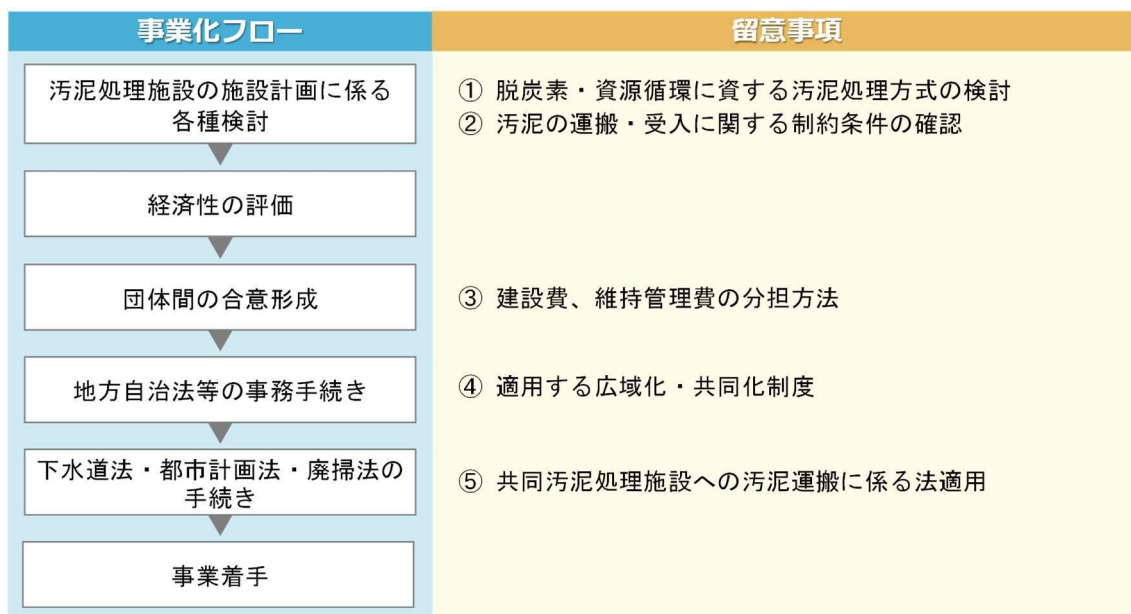


図 4-8 汚泥処理の共同実施の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-19 汚泥処理の共同実施の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 既存の汚泥処理施設を活用した共同実施	埼玉県・県内単独公共下水道実施市町	・県内の単独公共下水道で発生する汚泥を流域下水道の既設焼却炉で共同処理
(ケース2) 汚泥処理施設の新規建設による共同実施	秋田県、県内6市町、1組合	・流域下水道の終末処理場に下水汚泥、し尿汚泥の資源化施設を新たに建設し、汚泥処理を共同実施
(ケース3) 新たな法人設立による共同実施	石川県津幡町、かほく市、内灘町	・一般廃棄物処理を行う一部事務組合が汚泥焼却施設を建設し、3市町から発生する汚泥の焼却を共同処理

上記の事例の他、農林水産省では、農業集落排水汚泥資源の資源循環事例集（汚泥資源の汚泥利用）について作成、公表していることから検討の参考とされたい。

【留意事項①】

・脱炭素・資源循環に資する汚泥処理方式の検討

汚泥処理の共同実施は、スケールメリット確保によるコスト低減効果が期待できる取組である。そのため、汚泥処理の共同実施のための汚泥処理方式の検討にあたっては、下水道分野における脱炭素推進の重要性、汚泥が保有する高いエネルギーポテンシャル、窒素・リン資源としての有用性を鑑み、脱炭素・資源循環に資する方式の導入について検討する。

特に汚泥の肥料利用について、令和5年3月17日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道部長通知「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（国水下国水企第99号）に示された考え方に従い、方式の検討を進めるものとする。

国水企第 99 号
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県下水道担当部局長 殿
各政令指定都市下水道担当部局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道部長
(公印省略)

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について

下水道法第 21 条の 2 第 2 項において、「発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない」と規定しているところ、我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現、さらには、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている中で、下水汚泥のエネルギー・肥料としての利用に対する必要性が一層高まっているところである。

特に、肥料としての利用については、「食料安全保障強化政策大綱」（令和 4 年 12 月 27 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030 年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大する旨が示された。

このような背景を踏まえ、下水道事業を通じた循環型社会の実現への貢献を更に拡大するべく、今後の発生汚泥等の処理に関する基本的考え方を下記の通り定めたところ、本方針を十分に御了知の上、下水道事業の実施に努めていただくようお願いする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方

- 下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。
- 焼却処理は汚泥の減量化の手段として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合も、焼却灰の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。

- 燃料化は汚泥の再生利用として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、燃料化を行う場合も、炭化汚泥の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。
- 肥料利用の拡大に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・下水道管理者と関係地方公共団体の農政部局・農業関係者が緊密に連携する。
 - ・民間企業の施設、ノウハウ等も積極的に活用する。
 - ・肥料利用と脱炭素に向けた取組は両立しうるものであり、肥料利用を行う場合においても、バイオガス等のエネルギー利用を積極的に進める。
 - ・現在の施設の状況、適切な下水道経営等の観点や温暖化対策関連計画、広域化・共同化計画等の既存関連計画も総合的に勘案しつつ、速やかな肥料利用の拡大に努める。

出典：国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道部長通知「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（令和5年3月17日付け国水下企第99号）

【留意事項②】

- ・汚泥の運搬・受入に関する制約条件の確認

汚泥処理の共同実施をする場合、汚泥受入を行う施設において、近隣住民等との覚書・協定書等の締結による汚泥受入の制約の有無の確認が必要である。覚書・協定書により汚泥受入の制約があり、その制約に抵触する場合には、覚書・協定書の改定について合意形成が必要になることが想定される。

【留意事項③】

- ・建設費、維持管理費の分担方法

汚泥処理の共同実施に係る建設費、維持管理費の分担方法は、「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（令和5年4月3日付、国水下企第110号、国水下事第42号、国水下流第34号）」により、「建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること」としている。

汚泥処理の共同処理を実施している10都道府県に対して、施設の建設費と維持管理費の分担方法をアンケート調査した。アンケート調査により確認した分担方法の事例を表4-20、表4-21に示す。

表 4-20 汚泥処理の共同実施における建設費の分担方法の事例

施設の建設費の分担方法	団体数
事業期間中の想定汚泥量の比率で按分	5
過年度の実績と事業期間の想定汚泥量の双方から算出した比率で按分	2
流域別下水道整備総合計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚泥量の比率で按分	1

表 4-21 汚泥処理の共同実施における維持管理費の分担方法の事例

施設の維持管理費の分担方法	団体数
維持管理費総額を実績投入量の比率で按分	9
維持管理費総額を流入水量の比率で按分	1
事前に協議して決定した処理単価に実績投入量を乗じる	1

(複数回答あり)

【留意事項④】

・適用する広域化・共同化制度

汚泥処理の共同実施にあたっては、施設建設、維持管理の事業主体や財源負担等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

汚水汚泥の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-22 に示す。

表 4-22 汚泥処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施する事業（施設建設、維持管理）を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用 建設工事等の契約者は、管理執行協議会の代表者となる団体の下水道管理者
事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施する事業（施設建設、維持管理）を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用 建設工事等の契約者は、委託先の団体の下水道管理者
広域連合	<ul style="list-style-type: none"> 新たな法人を設立し、既存の下水道事業とは別組織で事業を行うことが望ましい場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施を委託する側も共同実施の対象施設施設を所有する場合に適用
民事上の委託	<ul style="list-style-type: none"> 委託の範囲が汚泥の受入処理・処分のみ限定され、共同実施で施設建設が生じない場合に適用が可能

【留意事項⑤】

・共同汚泥処理施設への汚泥運搬に係る法適用

広域汚泥処理として、他処理場で発生する下水汚泥（し尿・浄化槽汚泥は含まない）を共同汚泥処理施設に集約する場合、広域汚泥処理の事業全般について廃掃法の取扱いについて整理が必要となる。

共同汚泥処理施設が下水道施設の場合、複数の下水道管理者が共同で下水汚泥の処理を行う際、他処理場から共同汚泥処理施設への運搬は、当該複数の下水道管理者に係る地方公共団体の区域内においては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日衛環233号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号）により、搬出側の処理場の維持管理を自ら行う（下水道公社や維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む）下水汚泥の処理として、下水道法が適用されることが示されている。

一方、集落排水施設等で発生する汚泥は一般廃棄物であることから、これらを下水道施設で受入する場合、各都道府県の環境部局との協議により、廃掃法に基づく一般廃棄物の適用を受ける範囲を確認することが必要となる。詳細については、「4-4 汚水処理の共同実施」の【留意事項②】を参照されたい。

b) 下水汚泥の処分の取扱いについて

下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）の適用等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日衛環233号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号）により、以下のとおり通知されている。

- 一 下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこと。
- 二 一において「下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理」とは、「下水道管理者が、自らの地方公共団体の区域（複数の下水道管理者が共同して下水汚泥の処理を行う場合にあっては、当該複数の下水道管理者に係る地方公共団体の区域）内において、産業廃棄物処理業者に委託することなく自ら行う（いわゆる下水道公社や処理施設維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む。）下水汚泥の処理

平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者に対する廃掃法への位置付けは以下のとおりとなる。

- ① 平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者は、下水道管理者（委託者）の「補助者」となり、図5-1で示す（A）の委託は、廃掃法の適用対象外である。
- ② 包括的民間委託の委託者と受託者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができるため、下水道管理者の補助者である受託者から下水汚泥の運搬、処分を委託すること（図5-1で示す（B）の委託）は、廃掃法上は1回目の委託となり、廃掃法14条16項で定める再委託には当たらない。
- ③ ①及び②により、下水汚泥の処分を包括的民間委託の業務として見込むことは可能である。

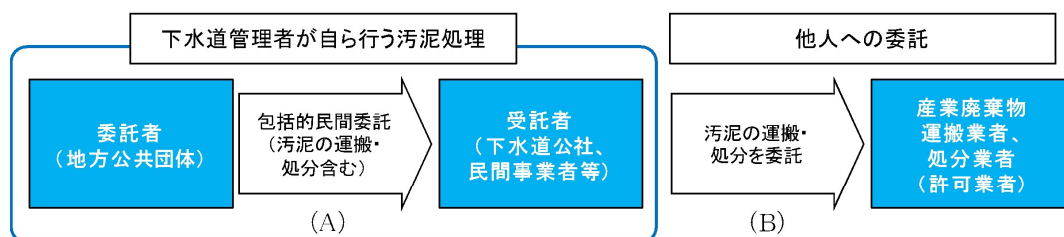


図 5-1 下水汚泥処分に係る委託者、受託者、産業廃棄物処分許可業者の関係

ただし、包括的民間委託の業務に下水汚泥の処分を見込む場合においても、下水道事業の最終責任は下水道管理者にあるため、下水汚泥が適正に処分されているかマニフェスト管理等の履行監視・評価を行って行く必要がある。

出典：処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（令和2年6月、公益社団法人 日本下水道協会）

4-6 施設の広域監視

【施設の広域監視の方法】

施設の広域監視は、拠点となる処理場に広域監視対象の処理場のための監視制御設備を設置、インターネット回線等で接続し、拠点処理場からの監視を行うものである。複数の処理場を一体的に監視することにより、維持管理業務の効率化が期待できる。

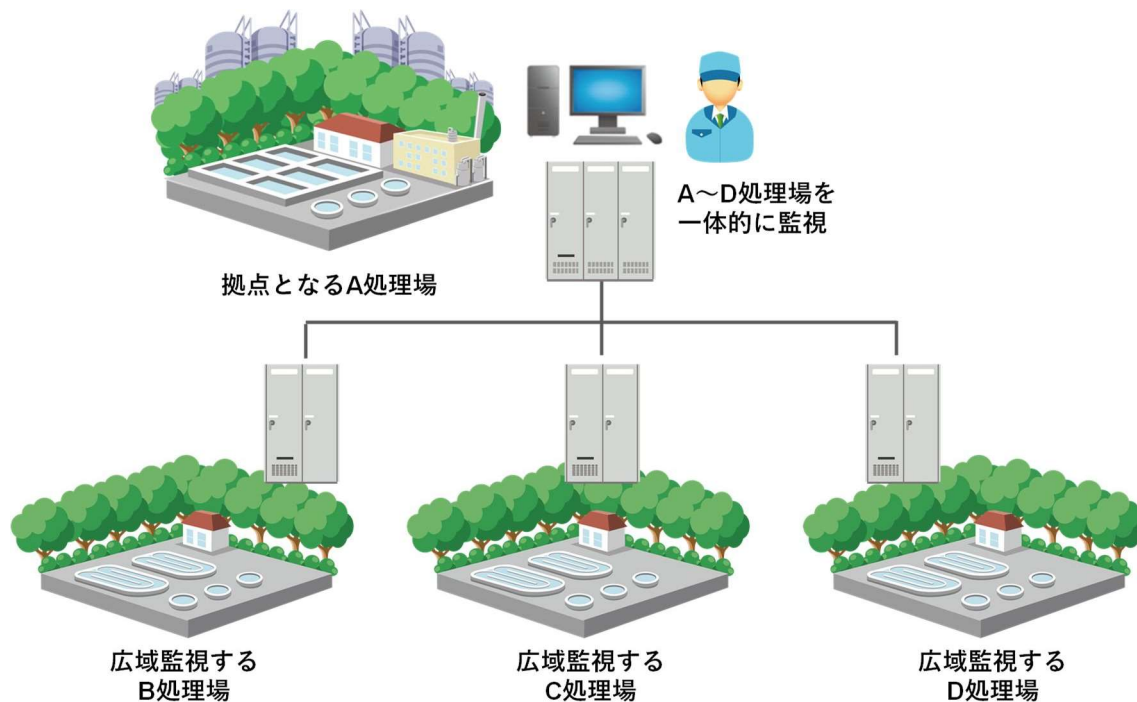


図 4-9 施設の広域監視

施設の広域監視は、主に表 4-23 に示す 3 つの契約スキームでの実施が想定される。

表 4-23 広域監視体制の 3 つの契約スキーム

区分	方法	スキーム図
ケース 1	<p><u>維持管理業務受託者と広域監視対象の各下水道管理者が契約</u></p> <p>拠点となる A 処理場の維持管理受託者と広域監視対象処理場の下水道管理者がそれぞれ随意契約し、広域監視を委託する。</p>	
ケース 2	<p><u>拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託</u></p> <p>拠点となる A 処理場の下水道管理者に広域監視対象処理場の下水道管理者がそれぞれ事務の委託を行い、A 処理場の維持管理業務に広域監視を業務範囲に含める。</p>	
ケース 3	<p><u>広域監視する全下水道管理者で協議会を設立</u></p> <p>拠点となる A 処理場の下水道管理者、広域監視対象の下水道管理者で協議会を設立し、協議会が広域監視業務を受託者と契約する。</p>	

【事業化フロー】

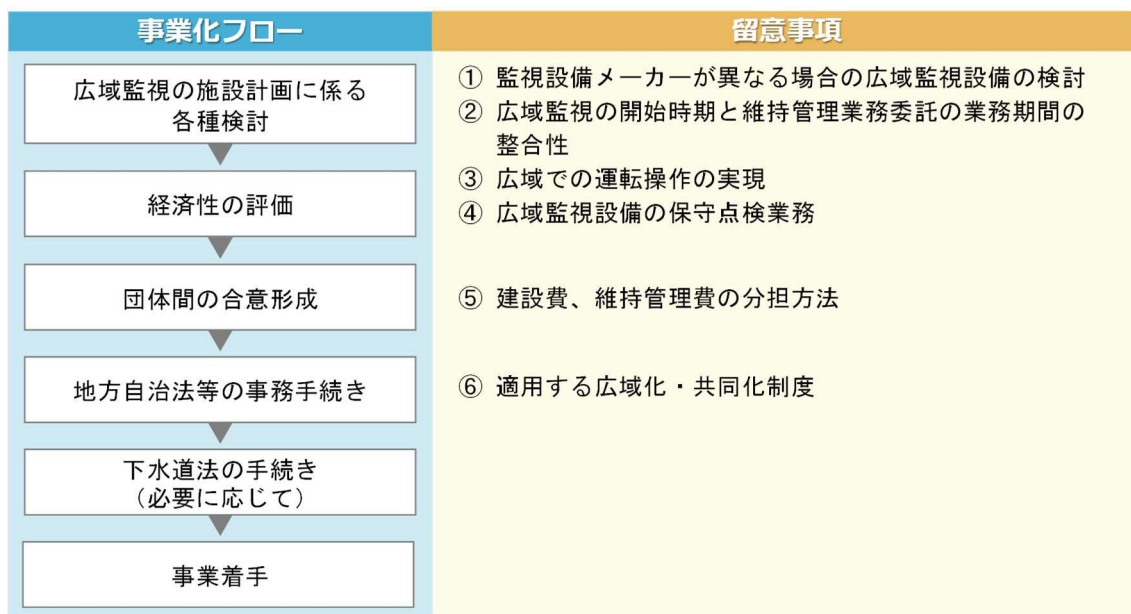


図 4-10 施設の広域監視の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-24 広域監視の共同実施の参考事例

契約スキーム	団体名	取組の概要
(ケース 1) 維持管理業務受託者と広域監視対象の下水道管理者が契約	—	—
(ケース 2) 拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託	長崎県長崎市・諫早市・西海市・長与町・時津町	長崎市が事務の委託を受け、長崎市の Web 夜間処理場統合監視システムを諫早市、西海市、長与町、時津町に拡大し監視・通報を集約、広域監視対象処理場の夜間無人化を検討
(ケース 3) 広域監視する全下水道管理者で協議会を設立	山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺 6 町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を発注（広域監視、保守点検、水質試験等）

【留意事項①】

- ・ 監視設備メーカーが異なる場合の広域監視設備の検討

広域監視の実施にあたり、対象の汚水処理施設で設置されている監視設備メーカーが異なる場合、ベンダーロックインがその実現の障害になることも想定される。

ベンダーロックインは、監視設備メーカーがそれぞれ独自の通信仕様を採用していることから、他社との監視設備との通信ができず、参入困難な状態を言うものである。ベンダーロックインの解消方法については、汎用プロトコル化やデータプラットフォーム化等の手法が想定される。検討対象となる各汚水処理施設の現状の設置メーカー、監視設備構成や設置年数等を踏まえ、その解消に向け個別の検討が必要となる。

なお、令和 3 年度の下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）において、「ICT を活用した下水道施設広域管理システムに関する実証事業」を実施していることから、本実証研究の成果もベンダーロックインの解消に向けた検討の参考とされたい。

【留意事項②】

- ・ 広域監視の開始時期と維持管理業務委託の業務期間の整合性

広域監視の事業スケジュール検討にあたっては、広域監視の開始時期と対象となる維持管理業務の業務期間との整合性に留意が必要である。開始時期に対して、包括的民間委託等の導入により長期の契約締結で業務期間終了時の一致が困難な場合、表 4-25 に示す方法により現委託業務等の契約変更や業務終了を行い、広域監視を開始することも想定される。これらの対応については、損害の賠償等の懸案事項があることから、各対象施設の維持管理業務の契約約款の規定内容を確認の上、対応可否の判断が必要となる。

表 4-25 開始時期と業務期間終了時が一致しない場合の対応

方法	懸案事項
契約約款に基づき変更契約で業務範囲の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 契約約款に基づく変更契約の協議となることから、協議が成立しない恐れがある・ 発注者側の帰責事由による契約変更となることから、業務範囲の縮小に伴う現受託者が被る損害の賠償を求められる恐れがある
契約約款に基づき業務の終了を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 発注者側の帰責事由となることから、業務終了に伴う現受託者が被る損害の賠償を求められる恐れがある

【留意事項③】

・広域での運転操作の実現

監視のみならず運転操作までを広域で行うためには、各污水处理施設の監視設備に加え運転操作設備の設備が必要となる。監視設備、及び運転操作設備の現状の設置メーカー、設備構成や設置年数等を踏まえ、広域での監視・運転操作を行うための施設計画について、個別の検討が必要となる。

【留意事項④】

・広域監視設備の保守点検業務

施設の広域監視の実施に際しては、表 4-23 に示す広域監視体制の構築の検討の他、広域監視設備の保守点検業務の実施が必要となる。広域監視設備の保守点検業務も同様に共同での実施が想定されることから、その方法については「4-7 計画・調査委託の共同発注」を参照し検討すること。

【留意事項⑤】

・建設費、維持管理費の分担方法

施設の広域監視における建設費、維持管理費の分担方法の事例を表 4-26 に示す。

表 4-26 広域監視の建設費・維持管理費の分担方法の事例

団体名	建設費の分担方法	維持管理費の分担方法
山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	<ul style="list-style-type: none">・既に供用開始していた新庄市浄化センターでは、水質試験室の改造、水質試験備品の追加、中央監視室の改造や新たな監視システムの導入を実施・これらに係る費用は全体計画処理能力割を用いて、市町で按分・周辺処理場（6 町村）の建設前に共同管理の協議が整っていたため、これら処理場には監視室や水質検査室を設けず、建設費用が抑制された	<ul style="list-style-type: none">・中核処理場と周辺処理場の設備更新費は均等割

【留意事項⑥】

・適用する広域化・共同化制度

広域監視の実施にあたっては、監視設備の建設方法や広域監視体制等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

施設の広域監視で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-27 に示す。

表 4-27 施設の広域監視で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
事務の委託	・ 拠点処理場の団体が、広域監視設備の建設、供用開始後の監視業務を実施する場合に適用
管理執行協議会	・ 広域監視業務を関連する団体全体で実施する場合に適用
公の施設の区域外設置	・ 監視対象処理場の団体が、拠点処理場に広域監視設備を設置する場合に適用
広域連合	・ 新たな法人を設立し、その法人が広域監視設備を建設し、監視業務を一体的に実施する場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	・ 広域監視を委託する側が監視監視設備を所有する場合に適用
民事上の委託	・ 拠点処理場の維持管理を受託している民間企業と個別に広域監視の委託契約を締結する場合に適用（通常の業務委託と同じ）